

## 利 用 上 の 注 意

- 1 「社会増減」とは、転入者数から転出者数を差し引いた数をいう。このうち、「他県との移動増減」は、東京都と道府県間における転入者数から転出者数を差し引いた数をいい、「都内間の移動の増減」は、都内の区市町村間における転入者数から転出者数を差し引いた数をいう。

転入者数から転出者数を差し引いた数（「転入超過数」という）が、プラスの場合は「転入超過」、マイナスの場合は「転出超過」という。

都内間移動は、転入・転出の届出が同一月でない場合等、時間差があるため区市町村間における合計はゼロにはならない。

本報告書における「社会増減」とは「他県との移動増減」を意味し、「都内間の移動増減」とは区別している。

- 2 「自然増減」とは、出生数から死亡数を差し引いた数をいい、差し引いた数がプラスの場合は「自然増」、マイナスの場合は「自然減」という。

- 3 「その他の増減」とは、外国人登録人口の増減数及び、帰化、国籍離脱、出国並びに実態調査等職権による記載、削除、補正による増減等である。

なお、「外国人登録人口」については、「住民基本台帳による世帯と人口（含・外国人登録人口）」及び「外国人登録人口」で掲載している。

掲載場所（東京都ホームページ）<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/index.htm>

- 4 区市町村名は、平成24年1月1日現在の名称により表章してある。

- 5 表中の符号は、次のとおりである。

「0」「0.0」……………表章単位未満

「－」……………皆無または該当数値なし

「…」……………不詳または計算不能

「△」……………負数

- 6 三宅村については、全島避難により平成12年国勢調査の人口がゼロとなっていたが、平成17年2月からの帰島開始により平成17年10月1日の国勢調査において人口が確定した。

ただし、平成12年11月から平成17年9月までの住民基本台帳等の移動による増減数は、三宅村には加えず、都総数のみに加えた。このため、都総数と各区市町村の合計は一致しない。

- 7 参考表3の表章地域について、表章年次の期間中に市町村合併があった地域については、合併前の年次についても最新年次時点における地域（合併後）で集計を行っている。（例；あきる野市、西東京市）

- 8 平成22年国勢調査人口に基づく過去の推計人口の補正について

推計人口は、国勢調査人口との連続性をもたせるため、新しい国勢調査の結果が公表されるたびに既公表分の推計人口を補正している。

今回、平成23年中をまとめるにあたっては、既に公表された平成17年11月1日現在～平成23年10月1日現在までの推計人口について、平成22年国勢調査人口による補正を行った。